（西北陸土地改良調査管理事務所）

第二百七十四条　（略）

2～13　（略）

14　西北陸土地改良調査管理事務所に、早月川支所を置く。

（木曽川水系土地改良調査管理事務所）

第二百七十五条　（略）

2～15　（略）

16　木曽川水系土地改良調査管理事務所に、犬山頭首工管理所及び中勢支所を置く。

（南部九州土地改良調査管理事務所）

第二百八十三条　（略）

2～18　（略）

19　南部九州土地改良調査管理事務所に、鹿児島支所及び薩摩支所を置く。

（生産経営産業部に置く課等）

第二百九十八条　生産経営産業部に、次の四課並びに食品企業調整官及び農産政策調整官それぞれ一人を置く。

（農産政策調整官の職務）

第三百三条の二　農産政策調整官は、生産経営産業部の所掌事務に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（監査室並びに業務改革推進専門官、広報官、監査官及び管理官）

第三百八十六条　林政課に、監査室並びに業務改革推進専門官一人、広報官一人、監査官五人及び管理官五人を置く。

2～7　（略）

（林業労働・経営対策室及び特用林産対策室並びに経営対策官、林業労働安全衛生指導官、特用林産物安全推進指導官及び種菌検査官）

第三百八十八条　（略）

2　林業労働・経営対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第二条第二項に規定する事業主の林業経営の向上に関すること。

3～9　（略）

（木材製品技術室並びに木材専門官及び上席木材専門官）

第三百八十九条　木材産業課に、木材製品技術室並びに木材専門官四人及び上席木材専門官一人を置く。

2～4　（略）

5　上席木材専門官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。

（山地災害対策室及び保安林・盛土対策室並びに業務推進専門官、森林土木専門官、治山対策官、災害復興指導官、海岸林復旧指導官、長寿命化推進官、山地防災緊急対策官、林地利用指導官、保安林調整官、訟務官及び災害査定官）

第三百九十三条　治山課に、山地災害対策室及び保安林・盛土対策室並びに業務推進専門官一人、森林土木専門官一人、治山対策官一人、災害復興指導官一人、海岸林復旧指導官一人、長寿命化推進官一人、山地防災緊急対策官一人、林地利用指導官一人、保安林調整官一人、訟務官一人及び災害査定官一人を置く。

（西北陸土地改良調査管理事務所）

第二百七十四条　（略）

2～13　（略）

14　西北陸土地改良調査管理事務所に、射水平野支所及び早月川支所を置く。

（木曽川水系土地改良調査管理事務所）

第二百七十五条　（略）

2～15　（略）

16　木曽川水系土地改良調査管理事務所に、犬山頭首工管理所、中勢支所及び長良川支所を置く。

（南部九州土地改良調査管理事務所）

第二百八十三条　（略）

2～18　（略）

19　南部九州土地改良調査管理事務所に、鹿児島支所、薩摩支所及び一ッ瀬川支所を置く。

（生産経営産業部に置く課等）

第二百九十八条　生産経営産業部に、次の四課及び食品企業調整官一人を置く。

（新設）

（監査室並びに業務改革推進専門官、広報官、監査官及び管理官）

第三百八十六条　林政課に、監査室並びに業務改革推進専門官一人、広報官一人、監査官五人及び管理官六人を置く。

2～7　（略）

（林業労働・経営対策室及び特用林産対策室並びに経営対策官、林業労働安全衛生指導官、特用林産物安全推進指導官及び種菌検査官）

第三百八十八条　（略）

2　林業労働・経営対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第二条第二項に規定する事業主（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会を除く。）の林業経営の向上に関すること。

3～9　（略）

（木材製品技術室及び木材専門官）

第三百八十九条　木材産業課に、木材製品技術室及び木材専門官四人を置く。

2～4　（略）

（新設）

（山地災害対策室並びに業務推進専門官、森林土木専門官、治山対策官、災害復興指導官、海岸林復旧指導官、長寿命化推進官、山地防災緊急対策官、林地利用指導官、保安林調整官、訟務官及び災害査定官）

第三百九十三条　治山課に、山地災害対策室並びに業務推進専門官一人、森林土木専門官二人、治山対策官一人、災害復興指導官一人、海岸林復旧指導官一人、長寿命化推進官一人、山地防災緊急対策官一人、林地利用指導官一人、保安林調整官一人、訟務官一人及び災害査定官一人を置く。